

資料1

本会議の検討内容（事務局案）

目次

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理
2. 正誤表の取り組み（正誤表案）
3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）
4. 本会議における討議事項
5. 今後の討議事項(案)

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-1. 見直し検討の考え方

令和7年度末までの全国自治体の標準化完了にむけ、標準仕様書の改定について、令和6年度に検討を行い令和7年度末までにシステムに取り込む内容と、令和8年度以降に取り込む内容に切り分けました。

見直しの考え方

令和6年3月31日に標準仕様書（1.2版）が公表され、仕様書に基づいてベンダーおよび自治体は移行の準備を進めている。そのような状況下で機能追加や機能見直し等といった仕様の変更が発生した場合、システム開発や要件定義等の手戻りが発生してしまい、令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そのため、**全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けること**としたい。

見直し方針

全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までは標準仕様書にて定義されている内容を検討範囲内として、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、ベンダーや自治体の標準化移行支援に資する対応を優先する。
また、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件について、継続的に検討のうえ、**令和7年度の標準化完了後に取込みを行う。**

年度	検討の内容	対応方法	システム対応期限
令和6年度	標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み	正誤表	令和7年度末まで
	令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせることが必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込み	改定	
令和8年度以降	現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、自治体からの意見に基づく業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等に関する意見の取り込み	改定	令和8年度以降

※正誤表及び改定の考え方は、それぞれP8-9、P17-18を参照

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-2. 令和6年度取り組み対象の切り分け

令和5年度の申し送りとして対応が必要な事項や令和6年度に新規でいただいたご意見・ご質問について、7つの検討テーマに区分し、令和6年度または令和8年度以降の取り組み対象に切り分けました

第一回研究会資料から一部抜粋

標準仕様書の見直しに向けたインプット	
継続	■ 申し送り事項（令和5年度分）
新規	■ 領域間の整合作業 ・ 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項 ➢ 横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等 ➢ 共通機能の標準 ➢ データ要件・連携要件の標準 ➢ 非機能要件の標準 ➢ ガバメントクラウドの利用基準 ■ 法令・制度改定対応 ■ 自治体・ベンダーからの意見・質問（PMOツール経由分）



検討テーマ区分		令和6年度 検討対象	対応方針
①	新規機能・帳票の追加	対象外	令和6年度下期以降に検討
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	対象外	—
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	対象	原則、「正誤表」対応 ※議論の状況によって変更
④	法令・制度改定予定の仕様書への反映	対象	制度改定の状況を見すえて対応
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	対象外	令和8年度以降に対応する
⑥	横並び調整方針への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応
⑦	共通事項の整備への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-3. 本会議で確認する令和6年度取り組み対象の一覧

本日議論させていただく令和6年度の取り組み対象の一覧は以下のとおりです。

No.	検討テーマ	タイトル	想定する対応区分
1	③最適化	遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義	正誤表 対応に向けて取り組む
2	③最適化	付加年金の削除等に係る記載不備の指摘	
3	③最適化	住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除	
4	③最適化	受付番号のシステム印字項目としての記載追加	
5	③最適化	免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化	令和6年度標準仕様書 改定 に向けて取り組む
6	③最適化	複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理	
7	③最適化	給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加	
8	③最適化	検索キー「年金コード」「旧氏」の削除	
9	③最適化	支援措置対象者の任意の情報連携先の追加	本会議で 議論
10	①新機能	「消除事由」の判別方法	

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-1. 正誤表の考え方と標準仕様書への対応方法

正誤表による対応範囲は、「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）」にて、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」における訂正・補記のみとする、と示されている。

「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」から抜粋

項目	種別	例	機能 ID の運用
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする （1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する）
	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
	訂正	あきらかな誤記の訂正 （例：当該昨日→当該機能） データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する

正誤表での対応範囲



標準仕様書への 対応方法（事務局案）

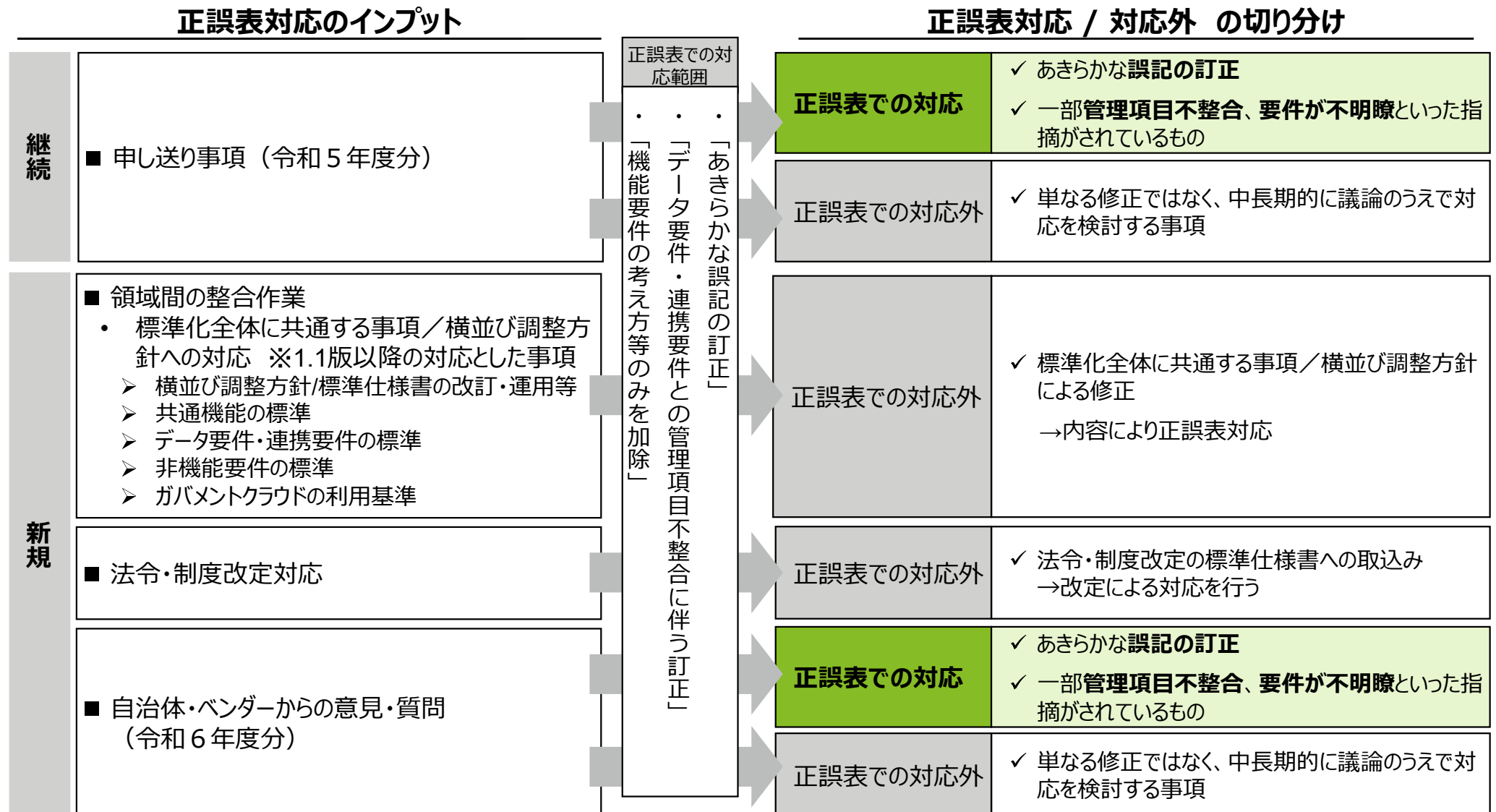
【正誤表】

- 発出時期
随時
- 発出プロセス：
事務局で正誤表を作成し、
資料展開にて研究会構成
員の意見を募ったうえで発出

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-2. 正誤表での対応/対応外の切り分け

正誤表対応は、令和5年度からの申し送り事項、令和6年度の新規ご意見について、基本的にはデジタル庁にて定められた3点の正誤表での対応範囲に合致したものを対象とします。



2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-3. 正誤表案 – No.1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

論点	・ 報告のみ
主なご意見（ご要望）	対応事項
■ <u>要望</u>： システム機能要件【第1.2版】の改定につき、「<u>遺族基礎年金</u>」に係る文言が削除されたが、年金給付の種類としての記載箇所についても削除されており、<u>削除された記載を元に戻すべき</u>ではないか。 ■ <u>理由</u>： 様式に関して改定があった省令は「年管発0227第1号」であり、「遺族基礎年金所得状況届」の添付を削る内容であり、年金給付の種類としての記載は削除対象ではないと思慮。 ■ <u>該当する機能ID</u>： 0260274、0260276、0260278	● 削除された管理項目：「<u>遺族基礎年金</u>」の記載を元に戻す

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

訂正
(誤記)

訂正
(不整合)

補記

2-3. 正誤表案 – No.1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			正誤表案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260274	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能	0260274	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能

他2機能も同様に対応（機能ID：0260276、0260278）

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

訂正
(誤記)

訂正
(不整合)

補記

2-3. 正誤表案 – No.2 付加年金の削除等に係る記載不備の指摘

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

論点	・ 報告のみ
----	--------

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 以下の該当する機能IDについては「障害基礎年金」は削除せずに、「付加年金」のみの削除をすべきなのではないか。 ■理由： 付加年金は、単独で裁定請求するものではなく、老齢基礎年金請求に付随する請求となるため。 ■該当する機能ID： 0260272	● 削除された管理項目：「障害基礎年金」を元に戻す

既存の機能（1.2版）			正誤表案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260272	以下年金に係る受給年金情報を登録・追加・修正・削除・照会できること 老齢基礎年金/遺族基礎年金/寡婦年金/死亡一時金/特別一時金/老齢福祉年金/特別障害給付金/未支給年金	標準オプション機能	0260272	以下年金に係る受給年金情報を登録・追加・修正・削除・照会できること 老齢基礎年金/障害基礎年金/遺族基礎年金/寡婦年金/死亡一時金/特別一時金/老齢福祉年金/特別障害給付金/未支給年金	標準オプション機能
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260272 備考欄	(削除) 付加年金、遺族基礎年金	標準オプション機能	0260272 備考欄	(削除) 付加年金	標準オプション機能

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

訂正
(誤記)

訂正
(不整合)

補記

2-3. 正誤表案 – No.3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

論点

- 住民記録システム連携で自動入力される管理項目について、手入力は不要としてよいか（自治体）
- 開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■<u>要望：</u> 「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である<u>個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため、見直ししてほしい。</u> ■<u>理由：</u> 国民年金システムにて「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名を変更する必要はなく、連携される項目については手入力を可能とする必要はないと考える。そのため「住民記録システム連携に係る」項目について手入力を可能とする必要がない旨が明記されるよう記載の見直しをお願いしたい。 ■<u>該当する機能ID：</u> 0260096、0260274等（全部で37機能が該当）	住民記録システムから連携される項目については<u>手入力は不要とする旨を補記</u>する

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

訂正
(誤記)

訂正
(不整合)

補記

2-3. 正誤表案 – No.3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			正誤表案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
026 009 6	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、受付場所、日本年金機構への報告年月日、報告対象有無区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力 がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能と する。	実装 必須 機能	026 009 6	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、受付場所、日本年金機構への報告年月日、報告対象有無区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力 がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能と する。ただし、住民記録システム連携に係る項目については手入力は不要とする	実装 必須 機能

他36機能も同様に対応

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-3. 正誤表案 – No.4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

論点

- 任意の箇所に受付番号を印字する機能を追加することは適当か（自治体）
- 開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 帳票詳細要件において、該当する帳票に受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしい。 ■理由： 指定都市要件（機能ID0260088）が追加されたため。 ■該当する機能ID： 0260088	● 受付番号の出力に関する機能要件の定義を見直す ※付番した受付番号を任意の帳票の任意の箇所に出力できること

既存の機能（1.2版）			正誤表案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260088	各申請ごとに受付番号を付番、修正、削除できること ※付番は自動・手動による付番のどちらでも可とする ※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票に出力できること	標準オプション機能	0260088	各申請ごとに受付番号を付番、修正、削除できること ※付番は自動・手動による付番のどちらでも可とする ※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票の任意の箇所に出力できること	標準オプション機能

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み (改定案)

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-1. 改定案の考え方と進め方

自治体やベンダーの円滑な移行支援のために改定案を提示します。進め方は、第一回WT/ベンダー分科会で対応方針を示し、第二回で改定案の確認をします。その後、第二回研究会で改定案について報告し、周知することを想定しています。

改定案の考え方

デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、**令和8年4月1日までの移行完了を目指すために原則として改定は実施しない**（令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる必要が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込みのみ対応する）。

一方で、現在の標準仕様書において一部、各機能要件間の平仄があっていないこと等により、円滑な移行の妨げになっているご指摘等をいただいております。そこで、このような状況に対して、「改定案」といった形で正誤表とは別に自治体やベンダーに示すことで円滑な移行の支援を実施することとしたい。

令和6年度の改定案スケジュール

業務	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議体・マイルストーン		① 研究会	① ワーキングチーム ① ベンダー分科会 対応方針の提示 改定案の討議		② ワーキングチーム ② ベンダー分科会 改定案の確認	② 研究会 改定案の報告		③ 研究会		
作業スケジュール			改定案の作成		改定案の最終化					
改定標準仕様書（令和6年度）案に対する意見照会及び整理						意見照会	結果集約	研究会結果反映		

仕様書発出

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-2. 令和6年度の検討テーマ

令和5年度からの申し送り事項、令和6年度の新規ご意見について7つの検討テーマに区分します。令和6年度は、検討テーマ③を検討対象とし、また④⑥⑦についても状況判断の上必要とされる場合には今年度に対応します。

第一回研究会資料から一部抜粋

標準仕様書（1.3版）以降で対応すべき事項

継続

■ 申し送り事項（令和5年度分）

新規

■ 領域間の整合作業

- ・ 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項
 - 横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等
 - 共通機能の標準
 - データ要件・連携要件の標準
 - 非機能要件の標準
 - ガバメントクラウドの利用基準

■ 法令・制度改定対応

■ 自治体・ベンダーからの意見・質問（令和6年度分）

検討テーマとして再整理

令和6年度の検討テーマ

検討テーマ区分		令和6年度の検討対象	対応方針
①	新規機能・帳票の追加	対象外	令和6年度下期以降に検討
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	対象外	—
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	対象	原則、「正誤表」対応 ※議論の状況によって変更
④	法令・制度改定予定の仕様書への反映	対象	制度改定の状況を見すえて対応
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	対象外	令和8年度以降に対応する
⑥	横並び調整方針への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応
⑦	共通事項の整備への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化

機能要件に関する改定案について以下記載します。

論点

- 免除記録管理において、「免除・納付猶予」と「学生納付特例」の終期の自動変更機能を標準オプション機能に変更することは適当か（自治体）
- 開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■<u>要望</u>： 喪失情報に基づいて終了期間を自動的に変更する項目のうち「<u>免除・納付猶予</u>」及び「<u>学生納付特例</u>」については、<u>必須ではなく標準オプション機能</u>として記載を変更してほしい。 ■<u>理由</u>： 以下2つの理由による。 ①市町村が管理する申請免除期間とは、受付処理簿としての管理であって、申請時点、承認時点の始期、終期が残されているものであるべきと考えるため ②資格異動や法定免除によって、申請免除の期間を短縮するのであれば、それは直近の免除記録としての管理となるため ■<u>該当する機能ID</u>： 0260124（死亡）、0260133（海外転出）、0269155（その他）	既存の機能要件から「<u>免除・納付猶予</u>」及び「<u>学生納付特例</u>」を切り出し、<u>標準オプション機能</u>とする

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）				改定案			
機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由	機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
0260124	喪失情報に基づいて、免除・納付猶予、学生納付特例、付加情報、法定免除、産前産後免除の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	実装必須機能		0260124	喪失情報に基づいて、付加情報、法定免除、産前産後免除の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	実装必須機能	
				xxx xxx x	喪失情報に基づいて、免除・納付猶予、学生納付特例の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	標準オプション機能	

他2機能も同様に対応（機能ID：0260133、0269155）

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理

機能要件に関する改定案について以下記載します。

論点

- ・ 該当する複数の免除理由について、それぞれ独立して、該当日・非該当日の登録・管理できるようにすることは**要件として必要か**(自治体)
- ・ 該当する複数の免除理由について、それぞれ独立して、該当日・非該当日の登録・管理できるようにすることが**技術的に可能か**（ベンダー）
- ・ **開発影響はどの程度か**（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■ 要望： 複数の免除理由について、それぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしい。 ■ 理由： 要件の考え方・理由に「免除理由について該当する複数の理由毎に登録できることとする」とあるが、複数の免除理由があった場合であっても該当日・非該当日が1つしか入力できない仕様とするような記載に見えるため。 ■ 該当する機能ID： 0260234	● 免除理由が複数ある場合には免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる旨を機能要件に補記する

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			改定案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260234	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類（申出書等の名称）、受付年月日、受付場所、免除理由、該当年月日、不該当（消滅・取消）年月日、納付申出有無、処理年月日、免除の始期・終期、納付申出有無（受付年月日、納付申出期間始期、終期）、報告対象有無区分、日本年金機構への報告年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能	0260234	法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類（申出書等の名称）、受付年月日、受付場所、免除理由、該当年月日、不該当（消滅・取消）年月日、納付申出有無、処理年月日、免除の始期・終期、納付申出有無（受付年月日、納付申出期間始期、終期）、報告対象有無区分、日本年金機構への報告年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※免除理由が複数ある場合には、免除理由ごとに該当年月日、不該当（消滅・取消）年月日を登録・修正・削除できること	実装必須機能

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加

機能要件に関する改定案について以下記載します。

論点

- ・ 「届書種類」の管理項目の追加は適当か（自治体）
- ・ 開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■ <u>要望：</u> 年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしい。 ■ <u>理由：</u> 申請や請求書に種類のある受付には、必ず「届書種類」で区別しないとわからない（受付登録時点で、どの種類の裁定書類を受け付けたのか、区別しなければいけない）ため。 ※年金の裁定請求の受付登録も同様で、「年金コード」は、裁定結果がおりたときにつくものであるのと、市町村が受付する年金給付の届書すべてに年金コードがあるわけではない。 ■ <u>該当する機能ID：</u> 0260274、0260278	● 管理項目として「届書種類」を追加する

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）				改定案			
機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由	機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
0260274	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能	必要な情報は窓口装置（WM）にて確認することとし、「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目を対象として定義することとする。 機能要件に必要な管理項目の追加。	260274	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能	必要な情報は窓口装置（WM）にて確認することとし、「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目を対象として定義することとする。 機能要件に必要な管理項目の追加。

他 1 機能も同様に対応（機能ID：0260278）

① 新機能	② 新業務	③ 最適化	④ 制度改	⑤ 年機構	⑥ 横並	⑦ 共通
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除

機能要件に関する改定案について以下記載します。

論点

- ・「年金コード」及び「旧氏」をオプション化することは適当か（自治体）
- ・開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■<u>要望</u>： ①検索キー「<u>年金コード</u>」を削除またはオプション化をしてほしい。 ②検索キー「<u>旧氏</u>」をオプション化をしてほしい。 ■<u>理由</u>： ①「<u>年金コード</u>」で検索をすると、該当する対象者が一覧で表示され、検索したい対象者を検索することができないため、検索キーとして保持することは不要と考える。 ②他業務でも「<u>旧氏</u>」は必須ではないため。 ■<u>該当する機能ID</u>： 0260001、0260002	● 左記①、②の<u>管理項目をオプション化</u>する（機能ID：0260002に追加する）

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-3. 改定案 – No.8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			改定案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260001	以下の項目で検索できること 【検索項目】 個人番号、基礎年金番号、年金コード、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、旧氏・通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（外国人、住民記録登録内・外）、宛名番号、住所 ※氏名（漢字・カナ）、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること	実装必須機能	0260001	以下の項目で検索できること 【検索項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（外国人、住民記録登録内・外）、宛名番号、住所 ※氏名（漢字・カナ）、通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること	実装必須機能
0260002	以下の項目で検索できること 【検索項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給資格者番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧市区町村名（転入前の直近に限る）、住民記録（現存・消除）、生年月日、メモ、特記事項、地番	標準オプション機能	0260002	以下の項目で検索できること 【検索項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給資格者番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧市区町村名（転入前の直近に限る）、住民記録（現存・消除）、生年月日、メモ、特記事項、地番、年金コード、旧氏	標準オプション機能

4. 本会議における討議事項

4. 本会議における討議事項

4-1. No.9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加

システム連携に関する機能要件の議論のポイントについて以下記載します。

論点

- 住民記録システム等に記載を訂正し、住民記録システム以外とも連携可能である旨、解釈の幅を広げる改定案に問題がないか（自治体・ベンダー）
- 開発影響はどの程度か（ベンダー）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直ししてほしい。 ■理由： 以下2つの理由による。 ①支援措置対象者の情報について、住民記録システムとの連携で把握できる方は全体の一部（80%程度を想定）であり、住民記録システム連携分以外（20%）があると想定されるため。 ②上記が各業務で独自登録されている、または別業務システムからの連携登録となっていると想定されるため。 ■該当する機能ID： 0260071、0260072	- 住民記録システムのみの連携に限らないことを表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正する。 - 管理項目や帳票の追加等の対応を講じる場合は新機能開発となるため、令和8年以降に改定の要否も含めた検討を行う。

4. 本会議における討議事項

4-1. No.9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加

システム連携に関する機能要件の改定案として以下記載します。

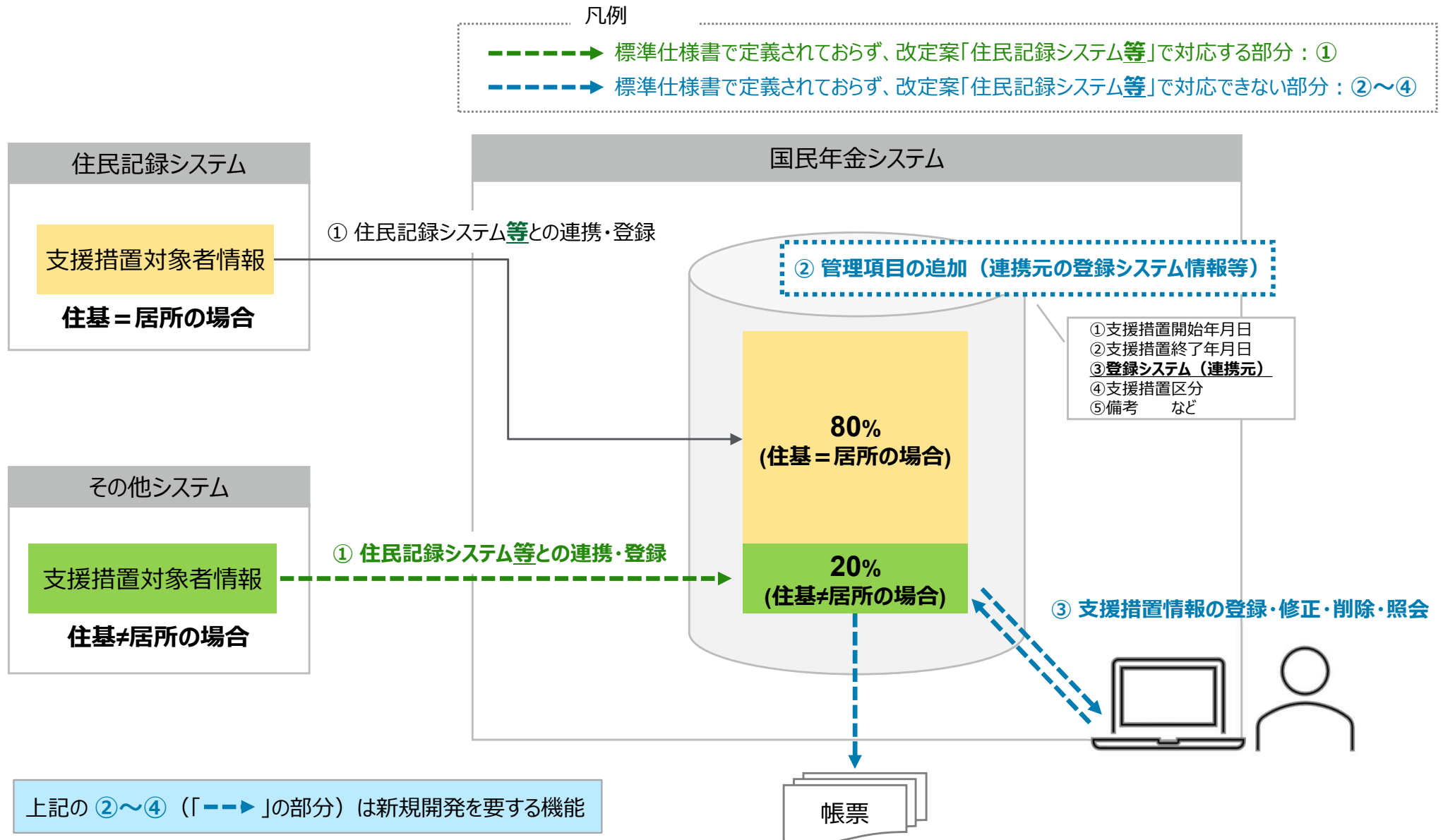
既存の機能（1.2版）			改定案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時、転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	標準オプション機能	0260071	住民記録システム等との連携を行い、住民記録システム等の住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時、転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	標準オプション機能

他1機能も同様に対応（機能ID：0260072）

4. 本会議で議論する課題

4-1. No.9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加

(参考) 支援措置対象者情報の連携イメージ



4. 本会議における討議事項

4-2. No.10 「消除事由」の判別方法

システム連携に関する機能要件の議論のポイントについて以下記載します。

論点

- 各自治体における「**消除事由**」の把握状況について（自治体）

主なご意見（ご要望）	対応事項
■要望： 日本年金機構への資格喪失に関する報告にあたっては、出入国在留管理庁による通知を受けて住基を職権消除した際の消除事由を用いているところ、「住民記録システム標準仕様書」に定義されている消除事由に係る管理項目（消除の事由）では、現状確認できている消除事由が定義されていないため、住民記録システムとの連携で確認ができないと考えるが、この場合の対応方法について示してほしい ■理由： 日本年金機構への報告を正確に行うためには「消除事由」を把握する必要があるため。 ■該当する機能ID： 0260189	WTでの討議を踏まえ「消除事由」を住民記録システムからの連携項目として必要と判断した場合、連携に向け検討を進める

4. 本会議で議論する課題

4-2. No.10 「消除事由」の判別方法

(参考) 「消除事由」に関わる業務フロー

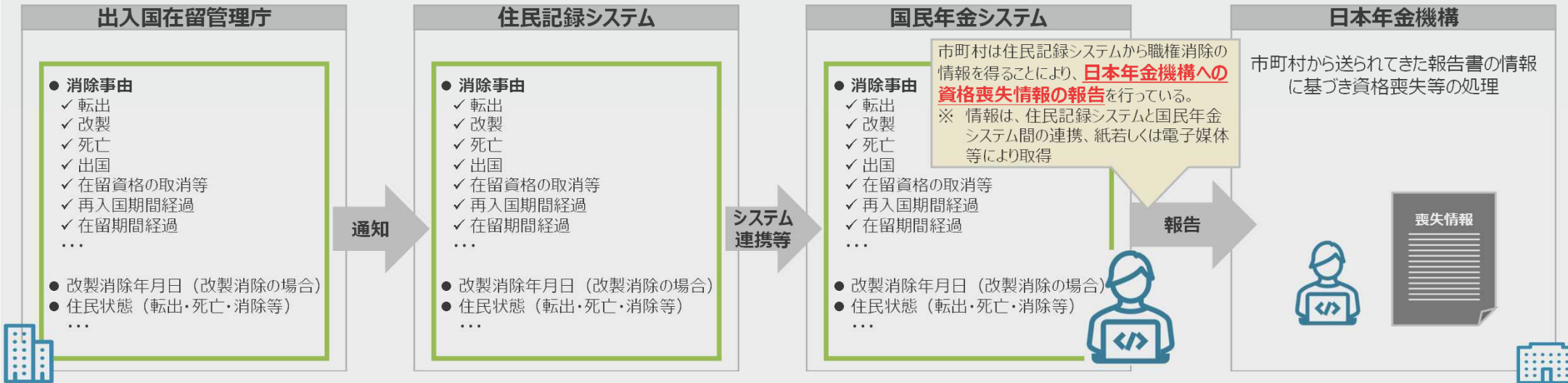
当該スライドについては、事実誤認を含んでおりましたため、フロー図部分をグレースアウトとしています。
差替え版の資料 1 をご確認くださいませすようお願いいたします。

凡例

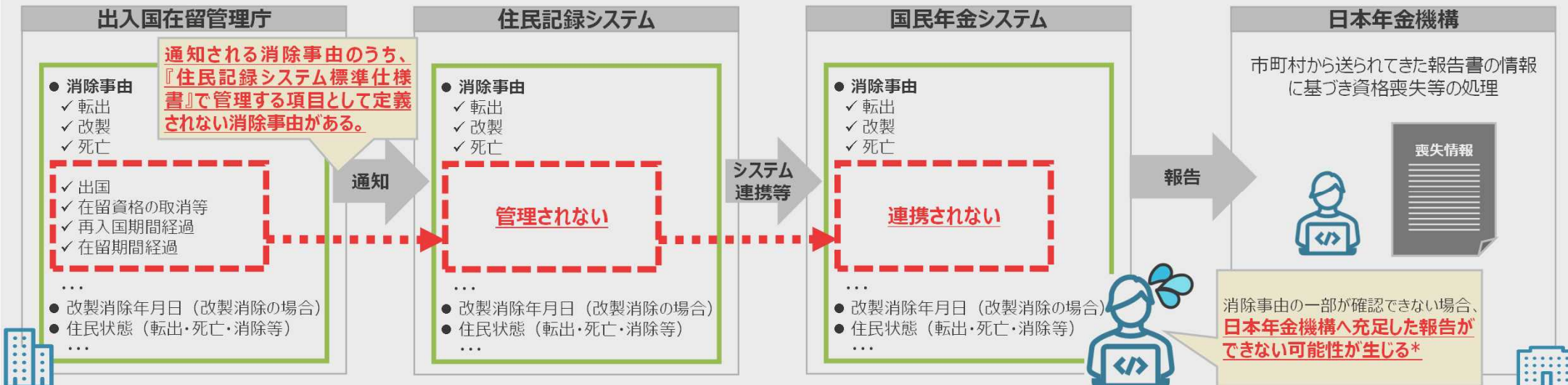
職権消除の情報

住民記録システムに定義がない消除事由の一部項目

標準化前（現在）



標準化後（令和8年度以降）



* 現在は住民記録システムから連携される「消除事由」を確認し、事由ごとに「資格喪失」あるいは「居所不明」、また「資格喪失年月日」などを判断して日本年金機構へ報告することができているが、『住民記録システム標準仕様書』では管理項目として定義されていない

4. 本会議で議論する課題

4-2. No.10 「消除事由」の判別方法

(参考) 「消除事由」を踏まえた資格喪失処理

消除事由 (住民記録システム標準仕様書に 定義がない項目)	報告内容		備考 (左記「住基消除日」の概要)
	資格喪失日	資格喪失理由	
出国	 住基消除日の <u>翌日</u>	国外転出	出国日
在留資格の取消等 (住民票作成対象外)	 住基消除日の <u>翌日</u>	その他	在留情報変更日 (消除事由該当日)
再入国期間経過	 住基消除日	国外転出	期間を経過した日 (満了日の翌日)
在留期間経過 (在留期限切れ)	 住基消除日	その他	期間を経過した日 (満了日の翌日)

5. 今後の討議事項(案)

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理しています。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進めてまいります。

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
1	「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」の記載	■ <u>要望</u>： 市町村確認書（免除・学特）の「控除対象配偶者」の記入を求める欄の記載について、「控除対象配偶者」ではなく、政令に基づいた「同一生計配偶者」の記載に修正すべきではないか。 ■ <u>理由</u>： 本来の法令上規定されている「同一生計配偶者の有無」の確認項目が「控除対象配偶者」に置き換えられており、適切ではないと考えるため。 ■ <u>該当する帳票詳細要件ID</u>： 0260005、0260007	✓ 帳票レイアウト修正等が発生する比較的規模の大きな修正となるため、日本年金機構とも調整の上、令和8年度以降での対応を検討する
2	「障害基礎年金相談シート」にそった管理項目を追加の要望	■ <u>要望</u>： 現在、紙ベースの「障害基礎年金相談シート」で行っている「障害年金相談・受付・請求」における相談事跡の業務について、管理項目を追加し国民年金システム上で入力管理できるように対応してほしい。 ■ <u>理由</u>： 相談事跡が非常に重要な業務であるが、紙ベース（障害基礎年金相談シート）での複数回の記録、請求までの対応が煩雑であるため。また、機能要件の「備考メモ」では、相談記録の機能をカバーできないため。 ■ <u>該当する機能ID</u>： —	✓ 新規機能追加に関するご意見であるため、令和8年度以降で対応を検討をする

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理しています。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進めてまいります。

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
3	交付金事務：来訪相談件数を把握するための機能の要望	■ <u>要望</u>： 標準化後のシステムで、来訪相談件数を集計できる機能を実装してほしい。 ■ <u>理由</u>： 相談件数の集計は自治体の負担となっている。また、本件は会計検査院から、協力連携事務にかかる相談件数を控えるように指摘されており、システムで対応することが必要と認識しているため。 ■ <u>該当する機能ID</u>： —	
4	交付金事務：勧奨に係る協力連携事務の機能追加の要望	■ <u>要望</u>： 協力連携事務に必要な機能は、実装必須機能として追加してほしい。 ■ <u>理由</u>： 協力連携事務に必要な機能は基本的に「標準オプション機能」となり、ほとんどの場合は実装されないと想定されるため。 具体的な機能例： (1) 未納者等への免除申請勧奨を実施するための機能 (2) 産前産後免除申請勧奨を実施するための機能 (3) 年度途中該当者への給付金請求勧奨を実施するための機能 ■ <u>該当する機能ID</u>： —	✓ 今後、「交付金事務」の標準化に向けた検討を実施する予定であり、その中で要望について対応する

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理しています。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進めてまいります。

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
5	税務システムにおける16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能追加の要望	■ <u>要望</u>： 税務システムにおいて、標準化後は16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能を保持しなくなるが、国民年金の免除試算へ影響するので実装するべきではないか。 ■ <u>理由</u>： 国民年金の免除試算へ影響するため。 ■ <u>該当する機能ID</u>： —	✓「税務システム標準仕様書」の定義状況を確認の上、国民年金業務における対応方針を検討する予定

EOF